九　長期に生ずる力を受ける部分に用いる合成圧縮材（第二号に掲げるものを除く。）の断面の外周縁にある引張鉄筋（引張力を負担する鉄筋をいう。）の重心を通る引張力に対する断面の曲げ強さを、当該断面の曲げ圧縮破壊強さ（断面の圧縮縁のコンクリートの圧縮ひずみが終局ひずみに達するときの曲げ強さをいう。）とし、当該断面の曲げ強さが当該断面の曲げ圧縮破壊強さを超えないことを確かめること。	八　第一号に掲げる建築材料の項（は）欄第八号に掲げる建築材料の項（ろ）欄第七号に掲げる建築材料の項（ろ）欄第一号又は第二号に掲げる建築材料の項（ろ）欄第一	